

新型コロナウイルス感染症対策本部
(通算：第13回 特措法に基づく対策会議：第1回)
会議録

日 時 令和2年4月8日(水)
午前8時40分～午前10時10分
場 所 災害対策本部室

出席者：市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、子育て健康部長、産業環境部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育振興部長、生涯学習部長、社会福祉協議会事務局長、危機管理監、危機管理課長、危機管理係長、地域防災係長、子育て健康部次長、健康推進課長、健康推進係長

(危機管理課)

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出された。法第34条第1項に基づき、市の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

1 本部長あいさつ

- ・ 新型コロナウイルス感染症が社会全体に影響を及ぼし始めた事態を受け、安城市では、2月25日に「安城市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱」による「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。
- ・ しかしながら、4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出され、8日から効力が発生するため、本日より、「安城市新型インフルエンザ等対策本部条例」第4条に基づく、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、構成員に新たに衣浦東部広域連合消防局安城署長を加え、対策を講じていくこととする。
- ・ 緊急事態宣言の対象地域は東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県で、期間は5月6日までとなる。
- ・ 愛知県は今回の対象地域に指定されなかったが、感染者数が急増、また、感染経路の不明な感染者が増加することで、いつ対象地域となるとも限らない。4月7日には、安城郵便局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した。予断を許さない状況である。
- ・ 市民の皆様には感染予防対策についてご理解とご協力をいただきながら、事業所、行政、総力を挙げて、さらなる感染拡大の防止に向けた取組を進めていくことが必要となる。
- ・ 本市においても、イベント・集会の開催の縮小を行っており、市民の皆様にはご

不便をおかけしているところ。市民の皆様の不安やストレス、生活への影響は大きなものであると感じている。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大だけでなく、市民生活・経済支援についても、国や県の動向を注視しつつ、早めの対策を整えていく必要がある。
- ・対策本部にて、まずは新型コロナウイルス感染症から市民の命や生活を守る対策を、今後起こりうることも想定しながら講じていきたい。

2 感染者情報について

(健康推進課)

- ・昨夜、対策本部職員を招集して、情報収集。
昨日（4月7日）発生。市外在住、郵便局窓口担当職員、当面窓口休止という内容をホームページへ掲載した。内容は郵便局のホームページに合わせている。新聞では碧南市在住、50代、金融窓口を担当していたという内容が流れている。
- ・緊急事態宣言について、対象区域・期間は市長あいさつのとおり。概要としては記載のとおり。医療体制の強化として、愛知県では軽症者や無症状者の滞在にあいち健康プラザが使用されることとなった。
- ・愛知県の4月7日の感染者は21人。今までの陽性者としては最も多い数となっている。感染経路不明者は4月6日時点で48名（約2割）。
- ・北大の教授が試算した資料だが、人と人との接触を8割減少させると、感染が急減すると予測している。

(危機管理課)

- ・市民への対応としては、職員がマスクを着用に加え、マスクやアルコール消毒を徹底する。窓口でマスクが不足しているようであれば、人事課へ相談を。アルコール消毒液は出入口しか置いていないが、施設として対策を強化できるようであれば検討を。施設の清掃で、手すりやドアノブの消毒を徹底すること。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う公共施設の対応について

(教育振興部)

- ・先日の会議において議題にあがった自主登校教室の期間が4月8日から4月17日に決定した。

(危機管理課)

- ・郵便局の報道前に作成された資料であるため、対応はより厳しい方針でということをご提案したい。4月26日までという対応を考えていたが、緊急事態宣言の期間と合わせる。
- ・それぞれの施設は基本的に閉鎖する方向。アンフォーレでは、図書の貸出しはよいが、それ以外は閉鎖。ただし、支所は継続とする。
- ・デンパーク、へきしんギャラクシープラザ、東祥アリーナ安城、市民交流センター及び市民会館についても、指定管理者との兼ね合いのため難しい部分もあるかもしれないが、閉館の方向でお願いしたい。

(市民生活部)

○アンフォーレ

- ・窓口センターについては開けざるを得ない。エントランスの机・椅子についても窓口センター付近は使用可能とする。
- ・書架までは入らずに、予約本の貸出・返却のみ実施。入口カウンターで受け取り及び返却としたい。
- ・レファレンスサービスは窓口対応のみなので継続する。
- ・カフェについては、利用者が減少していることから、指定管理者と相談して時間短縮あるいは休みとしたい。
- ・他の図書館の対応状況としては、刈谷、西尾は予約本の受け取りのみ、岡崎市、豊田市、田原市は書架への立ち入り可。先進市の明石市、浦安市は予約本のみ受付。緊急事態宣言対象地域では全面閉館をしているところもある。
- ・閉館時間を夜8時から夜6時に短縮できないか。平日で1,000人、休日は2,000人の利用者がいる。地区公民館図書コーナーが閉鎖されると、さらに多くの方がくるだろう。教育委員会の承認が必要だが、閉館時間を夜8時から夜6時に変更できないか調整する。

○地区公民館・青少年の家

(生涯学習部) スポーツを目的とした利用を制限することを考えていたが、安城郵便局での発生をふまえ、ステージが上がったと考える。可能ならすべての施設を全館閉鎖(屋外施設を含む)したいが、屋外施設は、緊急事態宣言に愛知が含まれたら利用不可とする。

また、窓口については開けるが、地区公民館図書コーナーの予約本受け取り返却、施設利用の予約をするためのみとしたい。

○市民交流センター

(市民生活部)

- ・音楽室を閉鎖とする。
- ・その他も指定管理者との調整が必要だが、閉鎖を検討中。

○デンパーク

(産業環境部)

- ・フローラルプレイスを4月6日にリニューアルオープンした。上部窓を開けると風通しがよく、外部と同じような印象。
- ・8割接触を減らすということを考えると閉園かと考えたが、現段階では継続としたい。ただし、利用者が減ったため、テナントを閉鎖することも検討していく。

○福祉施設(福祉センター等)

(福祉部)

- ・福祉センターの貸館、施設利用及び風呂利用を休止。
- ・社会福祉会館は貸館を休止するが、窓口相談業務は継続する。
- ・桜井のデイサービス施設も継続する。
- ・ボランティア団体が利用する部屋等は使えるようにしていきたい。

○歴史博物館・市民ギャラリー

(生涯学習部) 利用者が少ないことから愛知に緊急事態宣言が出されるまでは開館したい。

○各公園施設

(都市整備部)

- ・市内の公園についてはすべて開園する。
- ・堀内公園のふわふわドームについて、小さい子どもが密集している。利用を中止とし、有料遊具についても周知をしたうえで、利用中止を検討する。

4 総合斎苑の運用について

(市民生活部)

- ・葬儀業者へ、新型コロナウイルス感染症対策の協力依頼を行った。

5 窓の開放による換気のできない施設(部屋)の調査について(途中経過)

(危機管理課)

- ・施設保全課が機械換気における最大収容人数を積算した。
- ・部屋に入って利用できる人数の目安としてほしい。

6 その他

(企画部)

- ・家族から感染することがあるため、職員に再度注意喚起する。
- ・市長のイベントへの参列を減らすなどの運用を考えている。その旨ご配慮をいただきたい。

次回 4月16日(木) 11時から正午まで

議題: 小中学校の再開若しくは臨時休業継続についてなど